

高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金交付規則（以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、「臨時特例つなぎ資金の貸付について」（平成21年7月28日付け厚生労働省発社援0728第10号／厚生労働事務次官通知）に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会が実施主体として行う「臨時特例つなぎ資金貸付事業」（以下「事業」という。）の運営に必要な貸付原資等の経費を対象として、予算の範囲内で補助する。

(補助率及び補助額の範囲)

第3条 前条に規定する事業の補助率及び補助額は、別表のとおりとする。

(申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、別記第1号様式に定めるとおりとする。

(補助の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が附されるものとする。

- (1) 事業の内容、事業に要する対象経費の各区分間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）及び事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第2号様式の変更（中止・廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (4) 事業の実施において物品等を調達する場合には、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (8) 知事の承認を受けて事業を廃止する場合には、現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を知事に報告するとともに、事業を廃止する期間までの各年度における補助金の額の合計額を限度として知事が定める額を県に返還しなければならない。
- (9) 事業を中止、又は廃止した場合には、知事の定めるところにより貸付金の返還金及び中止又は廃止する時点における貸付原資等の残余额の全額に相当する金額を県に返還させることがある。
- (10) 前号による返還金のうち、未貸付金及び事務の運営費については中止又は廃止後ただちに、その後において受け入れた貸付金の返還金についてはその際通知する時期までに県に返還しなければならない。
- (11) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、開示を行うものとする。

(概算交付)

第6条 この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払をすることができるものとする。

- 2 前項の規定により、補助金の概算請求をしようとするときは、別記第3号様式の請求書によるものとする。

(実績報告書)

第7条 規則第11条第1項の規定による実績報告の様式は、別記第4号様式とし、事業完了後1か月以内又は3月31日までのいずれか早い日までに提出するものとする。

なお、これにより難しい場合は翌年度4月30日までに提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年9月15日から適用する。
- 2 この要綱は、平成24年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

別表

補助対象経費	補助率	基準額
社会福祉法人高知県社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金貸付事業の運営に必要な貸付原資、初期投資等の施行準備及び運営事務に係る経費 貸付原資、職員俸給、諸手当、社会保険料、事業主負担金、旅費、諸謝金、負担金、庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金）、委託料	定額	別途知事が定める額

別記第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

高知県知事

様

申請者
住所
氏名

印

補助金交付申請書

高知県補助金交付規則第3条第1項の規定により、平成 年度高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 添付書類
 - (1) 高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金所要額調書（別紙1）
 - (2) 高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金所要額内訳書（別紙2）
 - (3) 臨時特例つなぎ資金貸付事業計画書（別紙3）
 - (4) 収支予算書

別記第2号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
氏名 印

変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知のあった平成 年度高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業の内容等に変更（中止・廃止）が生じたので、高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金既交付決定額 円
- 2 今回補助金増額（減額）交付申請額 円
- 3 変更（中止・廃止）事項

別記第3号様式（第6条関係）

概 算 請 求 書

金 円

平成 年度高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金（交付決定通知番号高知県
指令 第 号）を、下記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額 円
既交付額 円
今回請求額 円

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者

住 所

氏 名

印

銀行振込先

銀行名	支店名	預金種別	口座番号
		普通 当座	

別記第4号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

高知県知事

様

申請者
住所
氏名

印

事業実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定のあった平成 年度高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業について、高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金交付決定額

金 円

2 補助金受入年月日

平成 年 月 日

3 添付書類

- (1) 高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金精算額調書（別紙4）
- (2) 高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金精算額内訳書（別紙5）
- (3) 臨時特例つなぎ資金貸付事業実施状況報告書（別紙6）
- (4) 収支決算書（見込み）